

郵送による転出届について

住民票の異動の届出は、直接市役所にご来所いただき手続きしていただくものですが、既に新しい住所に異動していて、鉾田市内の市役所、市民センターにご来所いただくことが困難な場合などは、郵送で転出届をすることで、転出証明書を郵送で取り寄せることができます。

但し、転入届は郵送では行えませんので、新しい住所地の市区町村役場の窓口で手続きをお願いします。

■届出できる方 本人又は同一世帯員

郵送による転出届は、原則転出される本人からの届出となります。または、鉾田市での同一世帯員からの届出となります。

■「郵送による転出届」必要事項をご記入頂き、届出人欄には署名捺印ください。また昼間連絡のとれる連絡先を必ず記入してください。

■「届出人本人が確認できる書類」の写しを用意してください。

1点でよいもの・運転免許証・個人番号カード（表面のみ）・写真付住民基本台帳カード・在留カードなど

2点以上必要なもの・各種保険証・年金手帳・銀行通帳（カード）・社員証など

■返信用封筒（切手をはったもの） 「転出証明書」を返送しますので、返信先の住所（新住所等）・氏名を記入してください。お急ぎの場合は、速達料金分の切手を追加してください。また、「転出証明書」には個人番号が記載されますので、希望される方は簡易書留等分の切手を追加してください。

国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当等は、別途手続きが必要になりますので、各担当窓口にお問い合わせください。

【個人番号カード、または住民基本台帳カードをお持ちの方】

転出をする方の中に現在運用中の、個人番号カード、または、住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、カードを利用した特例転出を行うことになります。

また個人番号カードに格納されている署名用電子証明書（署名用電子証明書の発行を希望された方のみ格納されています）は、失効してしまいますので、転入先の市区町村で更新の手続きをお願いします。（利用者証明用電子証明書は失効しません。）

※「転出予定日から30日以内」かつ「転入日から14日以内」に届出されませんと、個人番号カード、または、住民基本台帳カードによる転入届ができず、転出元市区町村で「転出証明書」の交付を受けなければならない場合がありますのでご注意願います。

※転入届の際に個人番号カード、または、住民基本台帳カードが提示できない方については転入届出から90日以内に提示し、継続利用の手続きを行うことが必要です。

詳しくは、転入先の市区町村へご確認ください。